

騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業
(騒音規制法施行令、振動規制法施行令より)

○:届出要 ー:届出不要

特定建設作業の種類	騒音	振動	備考	作業のできる時間帯 ^{※2} (1日当たりの作業時間)		
				1号区域 ^{※3}	2号区域 ^{※3}	
1	くい打機	○	○	「もんけん」を除く。	午前7時	午前6時
	くい打機(アースオーガー併用)	-	○	打込みを伴う場合に限る。		
	くい抜機	○	○			
	くい抜機(油圧式)	○	-			
	くい打くい抜機	○	○	「圧入式」を除く。		
2	びょう打機	○	-		午後7時 (10時間)	午後10時 (14時間)
3	さく岩機・ブレーカー	○	○	1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る。		
	さく岩機(手持式)	○	-			
4	空気圧縮機(15kW以上)	○	-	電動式を除く。 さく岩機の動力として使用する 作業を除く。		
5	コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上)	○	-	モルタルを製造するためにコン クリートプラントを設けて行 う作業を除く。		
	アスファルトプラント (混練重量200kg以上)	○	-			
6	バックホウ(80kW以上)	○	-	低騒音型建設機械(環境大 臣が指定するもの ^{※1})を除 く。		
	トラクターショベル(70kW以上)	○	-			
	ブルドーザー(40kW以上)	○	-			
7	鋼球	-	○			
8	舗装版破碎機	-	○	1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が50m を超えない作業に限る。		
規制基準(敷地境界線上)		85dB	75dB			

※1 低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)に基づき、低騒音型建設機械として指定を受けたもの。国土交通省ホームページに一覧が示されています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

※2 日曜日、その他の休日を除く。

※3 1号区域とは、工業地域・工業専用地域以外の用途地域、2号区域とは、工業地域(但し、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの周辺概ね80mの区域内は1号区域)をいいます。なお、区域の詳細な指定状況については、環境政策課まで直接お問い合わせください。